

難しい場面

合意内容の公正性

- 「対話型調停では、当事者が納得すればいかなる合意も許される」
という考え方は**誤り**！
- 当事者が納得しているか、当事者は十分な情報を得ているか
- 調停機関は何のために存在しているか、調停人は何のために実施しているか
- 公正な合意を実現するためにどのような工夫が可能か？

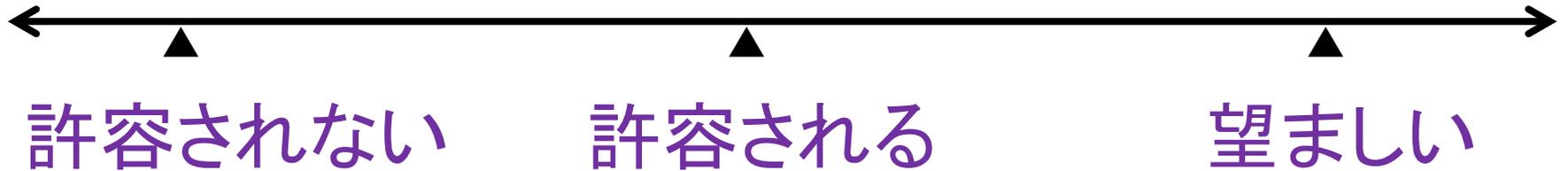
調停人のスタンス

(最善を尽くした上での)

調停の不成立は、調停人の恥でない

不適切な合意成立は、調停人にとって問題である

調停実務のグレーゾーン



調停実務において、現場の裁量性は大幅に認められてきた。近年、しだいに規律が求められる傾向。

時系列で見た調停人の活動



例：調停人と
当事者に面識
がある場合

例：当事者が
付添人を連れ
てきた

例：当事者が
途中で帰ると
言い出した

例：一方当事
者からの仕事
の依頼

調停セッション中（期日中）だけでなく、一連の
役割の中で、様々な考慮すべき要素がある。

ヘニコフとモフィットのモデル

- ①当事者の自己決定
- ②中立性
- ③情報を得た合意

上記3つの観点での緊張関係として、介入方策を検討する。たとえば、情報提供すべきか否かというだけでなく、情報提供の形態として質問の仕方、抽象度、タイミング、などは動かし得る点に配慮。